

業 務 仕 様 書

業務名：府立学校等消防設備点検業務

京都府教育庁管理課

府立学校等消防設備点検業務委託契約書（案）

収 入

印 紙

京都府を甲とし、【落札決定後記入】を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり委託契約を締結する。
(契約要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 委託業務の名称、内容等
府立学校等消防設備点検業務（〇グループ）
- (2) 委託料 【落札決定後記入】円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額【落札決定後記入】円）
- (3) 委託期間
令和4年 月 日から令和5年3月31日まで【落札決定後記入】
- (4) 契約保証金 【落札決定後記入】円
- (5) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年2.5パーセント
(契約保証金) 【契約保証金免除の場合は削除】

第1条の2 甲は、前条第4号の契約保証金を第8条第1項の遅延賠償金及び第11条第1項の違約金に充当することができる。

2 甲は、第5条の検査終了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。
(業務の処理の方法)

第2条 乙は、別添の特記仕様書により委託業務を処理しなければならない。

- 2 点検を要する学校等及び消防設備は、別表のとおりとする。
- 3 乙は、第1項の特記仕様書に定めのない細部の事項については、甲及び当該施設の管理者である校長（以下「丙」という。）の指示を受けるものとする。
(処理状況の調査等)

第3条 甲又は丙は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(委託業務の内容の変更)

第4条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(業務完了報告及び検査)

第5条 乙は、別添の特記仕様書1(2)の業務を完了したときは、その都度書面によりこれを甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日（以下「検査期間」という。）以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託料の支払)

第6条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。

- 2 委託料の支払額は次のとおりとする。

【Aグループは削除】

機器点検（後期分） 【落札決定後記入】 円

- 3 甲は、第1項の請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。
- 4 甲は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 5 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（検査の遅延）

第7条 甲が第5条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第4項及び第5項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

（履行遅滞）

第8条 乙は、第1条第3号の期間内に業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第1条第2号の委託料に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第6条第5項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

（契約の解除）

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれ

に従わなかったとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第4条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(談合等による解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(違約金)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

(1) 第9条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第9条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、委託料の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲、丙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の予定)

第13条 乙は、第10条各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、委託料の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第14条 第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第15条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(権利の譲渡等)

第16条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第17条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課するとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第18条の2 乙は、委託業務における個人情報の取扱いに係る京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第10条第1項に規定する必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の規定により必要な措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。
- (2) この契約による事務に関して知ることができた個人情報を、他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (3) この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。
- (4) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾を得ずに複製し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。
- (5) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
- (6) 甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理しないこと。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- (7) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬すること。
- (8) この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
- (9) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は条例により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。
- (10) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いの状況について調査の必要があると認めて、乙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。

(11) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いが不相当と認めて、乙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。

(12) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(関係法令の遵守)

第19条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第20条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 京都府
京都府教育委員会
教育長 前川 明範 

乙 住 所
氏 名 

府立学校等消防設備点検業務特記仕様書

1 点検業務

(1) 点検対象設備

別表のとおり

(2) 点検の種類、期間、方法等

種 類	期 間	点検要領等	対 象 ・ 回 数
総合点検	契約日から令和 5 年 2 月末まで	5 根拠法令等のとおり	別表のとおり
機器点検（前期） （後期）	契約日から令和 5 年 3 月末まで の間を前期、後 期に分け 2 回実 施する。 なお、前期は 契約日からでき るだけ速やかに 実施する。		
防火対象物定期点検	契約日から令和 5 年 2 月末まで		

A グループは削除

(3) 業務実施日

業務実施前に実施日を各校等と調整の上、管理課へ報告すること。（様式任意）

2 書類の作成

消防設備の適正な管理を図るため、次のとおりとする。

(1) 消防設備台帳作成

ア 甲が配付する各施設毎の消防設備台帳を基に点検を行い、消防機器の個数、位置等を確認し、変更及び誤りがある場合は、朱書で修正すること。

イ 消火器及び消火栓ホースについては、個数、位置、製造年の一覧表を作成すること。
（様式任意）

(2) 学校施設配置図作成

ア 甲が配付する配置図に設備の位置を書き込み、変更及び誤りがある場合は朱書で訂

正すること。

イ 点検の結果老朽化若しくは不良が確認された設備については、位置及び数量等を学校施設配置図上に朱書きすること。

(3) 消防設備点検結果報告書作成

ア 報告書の様式は、所定様式（平成30年消防庁告示第12号）とする。

イ 当該報告書には消防署への提出の必要に応じ、消防署の受理印を押印しておくこと。

(4) 不良箇所改修経費に係る見積書作成

3 業務完了報告

各点検実施後1箇月以内（年度末は3月31日まで）に次の書類を提出すること。

(1) 甲へ提出する書類

ア 消防設備台帳

イ 学校施設配置図

ウ 消火器及び消火栓ホース一覧表（様式任意）

エ 消防設備点検結果報告書の写し（データでの提出も可）

オ 業務完了報告書

(ア) 丙の確認を受けたものとする。

(イ) 総合点検、機器点検（前期）及び防火対象物定期点検は様式1、機器点検（後期）は様式2とする。

Aグループは削除

(2) 丙へ提出する書類

ア 消防設備台帳

イ 学校施設配置図

ウ 消防設備点検結果報告書

エ 不良箇所改修経費に係る見積書

4 その他

(1) 点検業務は原則として平日の8時半から17時に行うものとし、事前に丙と協議し承諾を得た日時を実施すること。

(2) 業務実施中に異常を認めた場合は、速やかに甲及び丙に報告し、その指示を受けるものとする。

(3) 乙は、業務関係者に名札等により業務に従事する者であることを明確にすること。

(4) 業務実施に当たっては安全に配慮すること。また、事故等が発生することのないよう十分注意すること。

(5) 業務実施中に建物・備品等を損傷したときは、乙の責任において原状回復すること。

- (6) 甲及び丙が適正な消防設備の利用のため、乙に対して助言、説明、協議を求めた場合はこれに応じること。
- (7) この仕様書に定めがない事項で疑義が生じた場合は、必要に応じて甲及び丙と乙が協議し定めるものとする。

5 根拠法令等

(1) 消防法

- ・ 第8条の2の2及び第8条の2の3（防火対象物定期点検制度）
- ・ 第17条第1項及び第17条の3の3（消防設備等についての点検及び報告）

(2) 消防法施行令

- ・ 第6条及び別表第1（防火対象物の指定）
- ・ 第7条（有資格者の点検を要する防火対象物の指定）
- ・ 第36条（有資格者の点検を要する防火対象物の指定）

(3) 消防法施行規則

- ・ 第31条の6（消防用設備等の点検期間及び報告期間）

(4) 消防庁告示

- ・ 消防用設備等の点検の期間、方法及び結果報告書の様式を定める告示
（平成16年消防庁告示第9号）
- ・ 消防設備士等の有資格者が点検を行うことができる消防用設備等の種類
（平成16年消防庁告示第10号）
- ・ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する告示
（平成30年消防庁告示第12号）

(5) 通知・通達

- ・ 消防法施行規則第4条の2の6第1項で定める点検基準に係る点検要領等について
（平成14年12月13日消防安第125号）
- ・ 消防用設備等の点検要領の全部改正について
（平成14年6月11日消防予第172号）
- ・ 消防用設備等の点検要領の一部改正について
（平成22年12月22日消防予第557号）
- ・ 消防用設備等の点検要領の一部改正について
（平成30年6月1日消防予第373号）
- ・ 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の

様式の一部を改正する件」及び「消防法施行規則第三十一条の六第一校及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件」の公布について

(平成31年4月18日消防予第79号)

- ・「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」及び「消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件」の運用について

(平成31年4月18日消防予第141号)

- ・消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について

(令和2年12月25日消防予第388号)

(様式1)

令和 年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

受託者

印

令和4年度府立学校等消防設備点検業務委託について

令和4年度府立学校等消防設備点検業務委託について、下記のとおり業務を実施（完了）しましたので報告いたします。

記

Aグループは
削除

1 実施業務名	消 防 設 備 機 器 総 合 点 検 業 務	消 防 設 備 機 器 点 検 業 務 （ 前 期 ）	防 火 対 象 物 定 期 点 検
2 実施学校名 等			
3 業務担当者			
4 完了日 （点検結果報告書 提出日※）	令和 年 月 日		令和 年 月 日
5 実施確認者	職 氏名		

※消防署へ提出後、消防署受付印のある点検結果報告書を学校等に提出

上記のとおり業務を実施したことを確認しました。

学校長名

印

(様式2)

令和 年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

受託者



令和4年度府立学校等消防設備点検業務委託について

令和4年度府立学校等消防設備点検業務委託について、下記のとおり業務を実施（完了）しましたので報告いたします。

記

1 実 施 業 務 名	消防設備機器点検業務（後期）
2 実 施 学 校 名 等	
3 業 務 担 当 者	
4 実 施 (完 了) 日	令和 年 月 日
5 実 施 確 認 者	職 氏名

上記のとおり業務を実施したことを確認しました。

学校長名

